

「(仮称)宇都宮市配偶者からの暴力対策基本計画」(素案)(概要版)

策定の趣旨

配偶者からの暴力(DV)※が顕在化していることから、DVの防止、相談体制の充実、被害者の自立支援等に、総合的・一体的に取り組むため、本計画を策定する。

計画の位置づけ

- ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画
- ・「第2次 宇都宮市男女共同参画行動計画」(H20.3策定)の下位に位置づける分野別計画

計画の期間

平成21(2009)年度から平成25(2013)年度までの5か年間

DVの現状と課題

社会の動向から

- ・DV法の改正⇒DV被害者支援の強化が必要、市町村基本計画が努力義務化
- ・国の基本方針⇒一時保護後のDV被害者への継続的な自立支援

市民意識調査から

- ・過去2年間のDV被害者は1割以上
- ・DV被害者の約6割が相談をしていない状況
- ・市民が考えるDV防止に必要な取組は「家庭や学校での教育」と4割が回答

市女性相談所におけるDV相談状況から

- ・平成19年度のDV相談件数は429件、過去5年間で約3.5倍増
- ・相談内容の複雑化、多様化
- ・配偶者暴力相談支援センター業務を開始(H20.4～)
- ・専門家によるカウンセリング・法律相談を実施
- ・関係部署・関係機関との連携を構築する会議を開催

「配偶者からの暴力に関する調査」から

- ・結婚前(交際中)からDV被害が4割
- ・DV被害者の約6割が診療・カウンセリングを受診、精神的ダメージ
- ・DVを知っていた子どもが8割
- ・身体的暴力以外の精神的、経済的暴力等は認識が低い
- ・被害後、相談先が分からない、仕返しを恐れる被害者が6割
- ・DV被害者の過半数が加害者からの追跡経験有り
- ・DV被害者の約6割が月15万円未満で生活
- ・DV被害者が抱える悩みは、生活資金、住宅の確保、就労、子どもの就学、子育て等
- ・DV被害者のうち、4割が公的機関での2次被害を経験

課題のまとめ

- 課題1 DV予防の拡充が必要**
・市民(若い世代から)への啓発、家庭や学校での人権教育、男女共同参画意識づくり
- 課題2 相談体制の充実が必要**
・相談窓口の周知、相談機能の充実、DV被害者への適切な対応
- 課題3 被害者の安全確保が必要**
- 課題4 被害者の自立支援の充実が必要**
・各種情報の提供、住居の確保、就労支援、DV被害者とその子どもの心のケア、福祉施策等の活用等
- 課題5 推進体制の充実が必要**
・関係部署、関係機関、民間団体との連携・協働

計画の基本的な考え方

本計画は、市男女共同参画推進条例第3条第1項及び第2次男女共同参画行動計画に掲げている「男女の個人としての尊厳の尊重」を基本理念としつつ、暴力の防止、緊急時の安全確保、被害者の自立支援等の施策を総合的かつ一体的に推進するため、下記のことを「基本的な考え方」として定め、各種事業に取り組む。

- 1 DVは重大な人権侵害であるという認識のもと、DVの防止に社会全体で取り組む。
- 2 被害者の安全に配慮し、安心して相談できる環境をつくる。
- 3 被害者の状況や意思を尊重し、被害者の自立に向け、きめ細かく継続的な支援を行う。
- 4 関係機関、民間団体との連携・協働のもとに、相談・保護・自立支援を行う。

計画の基本目標

- 基本目標Ⅰ DVを許さない意識づくり
- 基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり
- 基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり
- 基本目標Ⅳ DV対策の推進体制づくり

計画の目標値

過去2年間に配偶者から暴力を受けたことのある女性の割合を0%に近づける。

施策の展開

〈注〉・()内は活動指標
・現状値⇒平成25年度の目標値
・新規事業は目標値のみ

基本目標Ⅰ DVを許さない意識づくり

施策の方向1 DVの未然防止対策を推進する

- (1)DV防止に向けた啓発の充実
【重点】若者へのデートDV防止啓発事業の実施(講座受講者数 100人⇒1,000人(延))
【重点】DV根絶強化月間の実施(月間における啓発事業数 年3事業⇒年6事業)
- (2)人権教育や男女共同参画の意識づくりの充実
【重点】男女共同参画啓発事業の実施(啓発講座・講演会の受講者数 年1,080人⇒年1,700人)

基本目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

施策の方向2 相談体制の充実を図る

施策の方向3 被害者の安全を確保する

- (3)相談窓口の周知の強化
【重点】相談窓口の広報活動の充実(DVステッカー貼付枚数 370枚⇒1,000枚(延))
- (4)配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実
【重点】相談体制の充実(相談機関等に相談した女性被害者の割合 35.8%⇒60%)
- (5)緊急時における被害者の安全確保
- (6)一時保護における関係機関との連携

基本目標Ⅲ 実効性のある自立支援体制づくり

施策の方向4 被害者の自立支援の体制をつくる

- (7)被害者の自立に向けた各種情報の提供
- (8)被害者の自立に向けた各種生活支援
【重点】被害者の居場所の整備(居場所の利用者数 年500人(延))
【重点】共通相談シートを活用した同行支援(同行支援した被害者数 年48人)
- (9)被害者の子どもの心のケアや発育・就学等に関する支援
【重点】子どもの心の回復に向けた交流事業の実施(子どもの参加数 年120人(延))

基本目標Ⅳ DV対策の推進体制づくり

施策の方向5 関係機関等と連携・協働によりDV対策を推進する

- (10)関係部署・関係機関等との連携強化
【重点】関係職員の窓口対応向上(市職員への研修・啓発実施回数 年3回)
【重点】関係機関等との情報共有・連携強化(関係機関等と連携して対応した相談事案件数 年240人⇒年380人)
- (11)民間団体等との連携と協働
【重点】民間シェルターとの連携(協働で実施した事業数 年4事業⇒年8事業)

計画を推進するために

- ・配偶者暴力相談支援センターの機能の充実
- ・庁内関係部署、関係機関、民間団体等との連携・協働
- ・計画の進行管理
「男女共同参画推進委員会」、「男女共同参画審議会」にて点検・評価、毎年作成する「男女共同参画に関する年次報告書」にて本計画の進捗状況を報告。同報告書は市ホームページ等に掲載し、市民に公表

計画の特徴

- ・市町村で全国初の被害者アンケートに基づき、被害者のニーズに即した事業の展開
- ・DVの予防から自立支援まで一貫した本市として初めての総合的なDV対策の構築
- ・被害者の自立支援に向けた新たな事業の実施
⇒危機的状況を脱した被害者の心の回復に向けた居場所の整備
2次被害を防止するため共通相談シートを活用した同行支援
被害者の子どもの心の回復に向けた交流事業 等

※本計画にいう「配偶者」には、配偶者(事実婚を含む)に加え、恋人など親密な関係にある(又はあった)パートナーを含みます。